

水道だより

2018年度版
VOL.18

編集発行／和歌山市企業局 経営管理部 企業総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 TEL 073-435-1124 FAX 073-435-1280



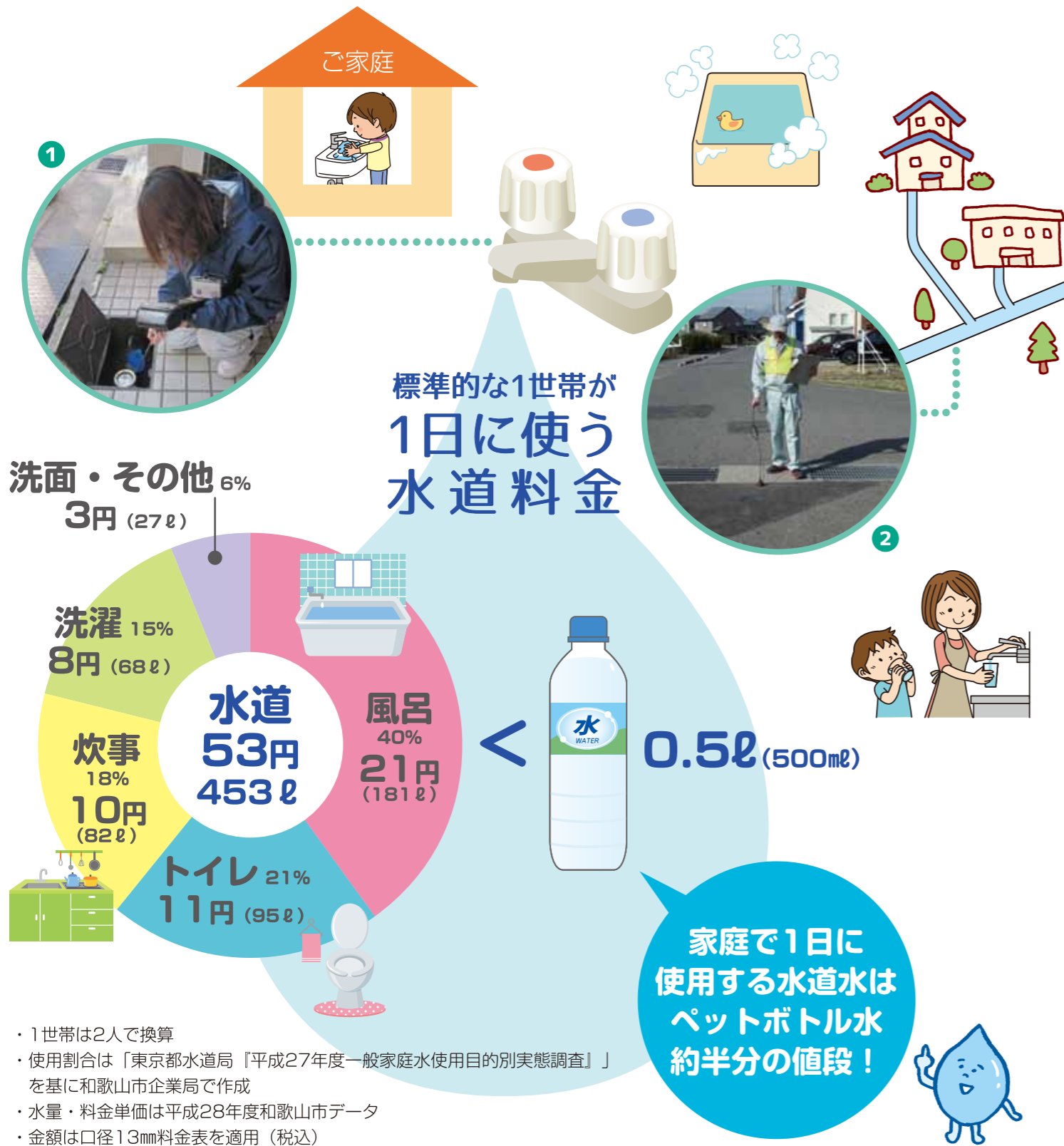
友ヶ島

平成30年4月 和歌山市企業局としてスタートします!

平成30年4月1日、水道局は建設局下水道部と組織統合を行い、「和歌山市企業局」に名称を変更します。組織統合により、共通業務や類似業務の一元化を行い、組織のスリム化や市民サービスの向上に努めます。

453ℓ 53円

和歌山市では、平均的な1世帯が1日に使用する使用水量は約453ℓ、水道料金（下水道料金を除く）は約53円です（1世帯を2人で計算）。
 企業局では、安全な水道水を24時間絶え間なく、低廉な料金で皆さまにお届けするため取り組んでおり、これらの水道事業は皆さまからお支払いいただく水道料金で支えられています。



・1世帯は2人で換算
 ・使用割合は「東京都水道局『平成27年度一般家庭水使用目的別実態調査』」を基に和歌山市企業局で作成
 ・水量・料金単価は平成28年度和歌山市データ
 ・金額は口径13mm料金表を適用（税込）



- 主な事業内容**（金額は平成28年度決算値から算出）
- 1 水道サービスを提供するための経費【4.6億円】
 - 2 水道管を管理するための経費【7.9億円】
 - 3 老朽化した水道管の更新や新たな水道管の布設などのための経費【9.2億円】
 - 4 浄水場を統廃合するため新たに配水場を設置するための経費【8.4億円】
 - 5 老朽化した浄水場など施設の更新のための経費【22.7億円】
 - 6 紀の川の水から水道水をつくるための経費【12.2億円】

ご家庭での災害への備え

○水道水を災害用に備蓄する際は、1人1日3リットル、3日分をめやすにしてください。

- 清潔でふたのできる容器（ペットボトル等）に、できるだけ空気に触れないよう、口元までいっぱいに入れてください。
- 沸騰させたり、浄水器等を通すことで、水道水の塩素の効果がなくなることがありますので、そのままの水道水を容器等に保存してください。

○応急給水容器を備えておきましょう

- 飲料水を確保する清潔なポリ容器等を備えておきましょう。給水車から給水を受けるときなどに役立ちます。

○お風呂の残り湯を有効に使いましょう

- お風呂の残り湯は、災害による断水時には消火用水、トイレの流し水などの様々な用途に使うことができますので、すぐに流してしまわず溜めておきましょう。事故が起こらないよう、ふたを閉めておくなど注意してください。



漏水事故への対応

○大口需要者【口径40ミリ以上】の緊急連絡先リストの作成

- 大規模な漏水事故発生により、事業活動への影響が大きい大口需要者に対し、早急に連絡を取れるよう緊急連絡先リストを作成しています。

○医療機関への運搬給水

- 漏水事故発生により、断水が発生した場合、人命に関わる医療機関への運搬給水を迅速に行います。

○道路漏水を発見した際は、維持管理課までご連絡ください。

- 漏水の状況により、道路陥没等の二次災害につながる恐れがあり、迅速な対応が必要となります。漏水を発見した場合は、恐れ入りますが維持管理課（電話435-1131）までご連絡ください。なお、土・日・祝日・夜間等の緊急時には、435-1313（警備員室）にご連絡ください。

平成29年8月24日 宇田森の道路での漏水事故



ご家庭での漏水について

○あなたのお宅は漏水していませんか

みなさんが毎日お使いになっている「水」は大切な資源です。また、ご家庭の給水管はお客様の財産であり、お客様自身が管理を行う必要があります。宅地内で漏水が発生しますと、お客様のご負担も大きくなります。定期的に水道メーターを確認していただくことで、漏水を早期に発見することができます。

ご家庭内の蛇口を全部閉めた状態で、水道メーター中のパイロットが回転している場合、水道メーターから蛇口までのどこかで漏水している可能性がありますので、和歌山市水道料金センターまでご連絡ください。

漏水修理を行う場合は、和歌山市指定給水装置工事事業者又は和歌山市管工事業協同組合に依頼してください。なお、水道メーターから蛇口までの漏水についての修繕費用は、お客様のご負担となります。

■問合先 和歌山市水道料金センター 電話435-1298



災害への取組

●災害協定の締結

本市企業局では、災害に備え災害協定を締結しています。

周辺事業者との相互応援協定として4協定、民間等の応援協定として7協定を締結しています。

熊本地震の際も相互応援協定に基づく応援要請に対し、災害支援活動（応急復旧活動）を行いました。



熊本地震の1日の最大時の応急給水支援は給水車が96台で人数は287人でした。また、1日の最大時の応急復旧支援は555人でした。

●応急給水訓練の実施

本市企業局では、大規模災害発生時を想定し、給水車を使った応急給水活動の訓練や研修を実施しています。

平成29年8月21日

海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町と合同で応急給水訓練を実施しました。

今後も連携を深め、災害時に備えます。



企業局内でも応急給水訓練や応急給水研修を実施するとともに、災害時に備え、小学校の受水槽等の調査を実施しています。

平成29年

4月21日 加納浄水場での応急給水研修

7月19日 伏虎義務教育学校及び藤戸台小学校の受水槽等調査

8月23日 耐震性貯水槽からの給水訓練

平成30年

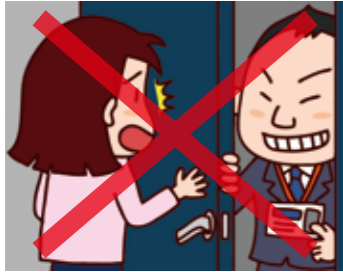
1月24日 水道局業務継続計画（BCP）の訓練



企業局職員を装った悪質商法にご注意ください

○企業局職員を装ったり、企業局から依頼を受けたかのような口ぶりで訪問する業者が増えています。企業局では次のようなことは行っておりません。

- お客様からの依頼なく、水質検査に訪問することはありません。
- 浄水器などの使用を勧めたり、販売することはありません。
- 水道管内の洗浄を勧めることはありません。



企業局職員や委託業者がメーターの取替えなどでご家庭を訪問する際は、事前にお知らせします。また、企業局職員や委託業者は、証明書を携帯しており、訪問する際は証明書を掲示することになっています。不審に思われたときは、企業局までご連絡ください。

■問合せ先 企業総務課 電話435-1124

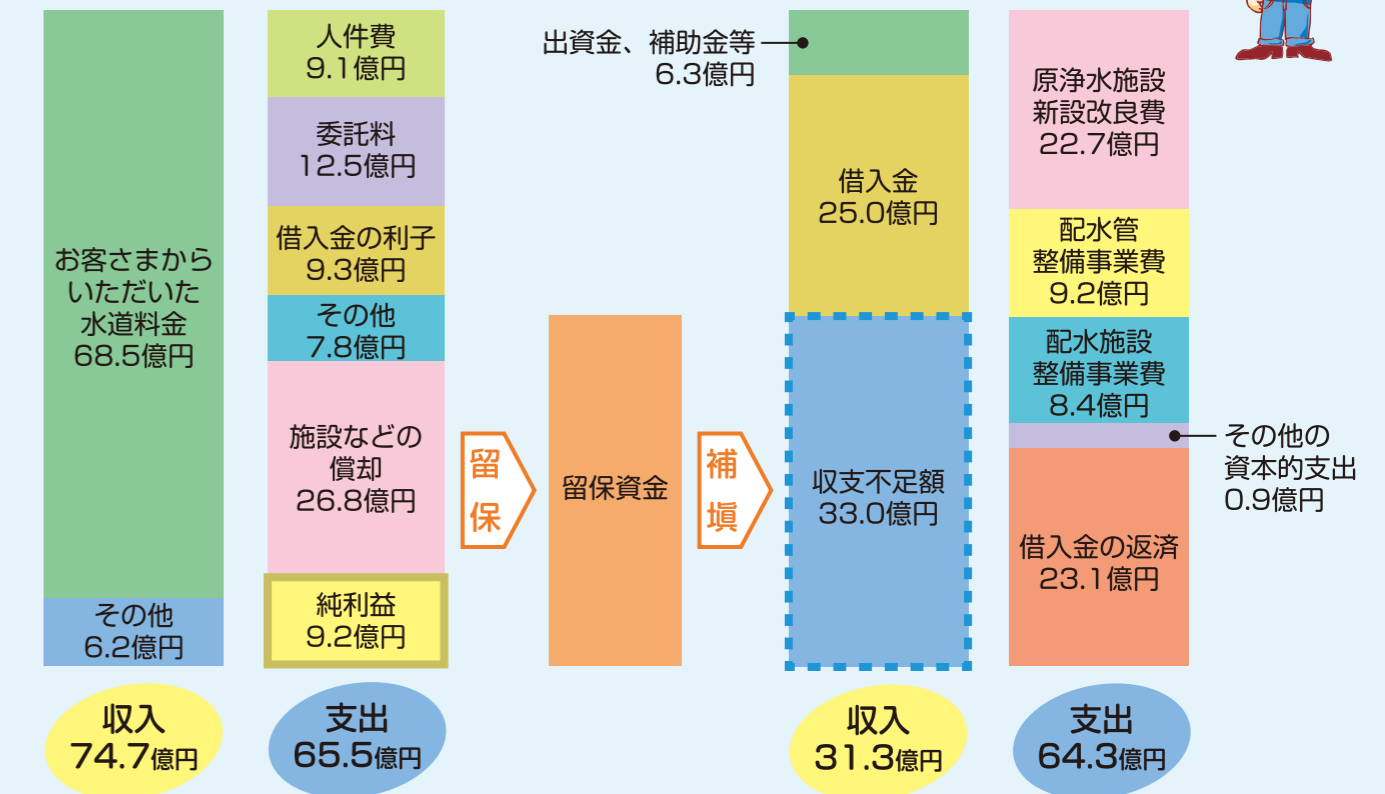
訪問販売で浄水器等を契約された方でも、返金を求めることができる場合がありますので、困ったときにはご相談ください。

■問合せ先 和歌山市消費生活センター 電話435-1188

平成28年度水道事業決算状況

水道水をつくりお届けするための収入と支出
【収益的収支】

水道施設をつくるための収入と支出
【資本的収支】



○貸借対照表及び損益計算書については、企業局ホームページに掲載しています。

安全な水を安心してご利用いただくために

○企業局では、いつでも安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、水源である紀の川から蛇口まで一貫した水質管理を行っています。

水質検査
16か所

水質基準項目51項目
(水道法で義務づけられているもの)
水質管理目標設定項目25項目
(検査項目に位置付けることが望ましいとされているもの)

毎日検査
24か所

色、濁り、残留塩素濃度



紀の川
水質調査
12か所

水道の水源としている紀の川の水質動向を迅速に把握するため、和歌山市から紀の川上流の奈良県吉野郡大淀町までの水質調査を行っています。



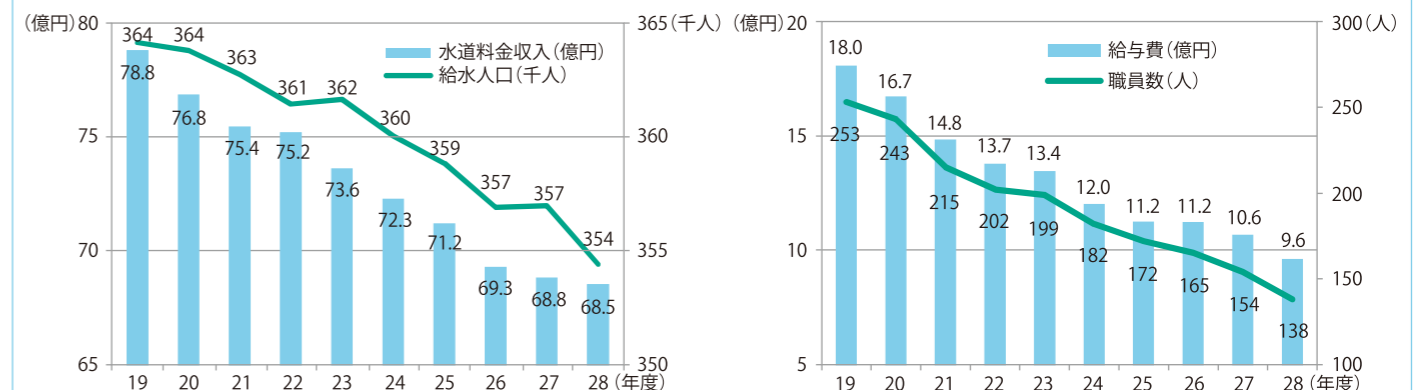
○水質検査結果と毎日検査結果は「水質年報」及び和歌山市企業局ホームページで公表しています。
水質年報の閲覧 ●和歌山市総務局総務部市政情報課 ●和歌山市民図書館
和歌山市企業局ホームページ <http://www.wakayamashi-suido.jp/>

厳しい経営状況

水道事業の全国的な傾向として、水需要の減少により料金収入が減少している状況で、老朽化施設の更新、施設の耐震化などの費用が必要になり、今後の経営状況はますます厳しくなることが予想されています。

和歌山市においても平成19年から平成28年までの10年間で給水人口は9,725人(約2.7%)減少し、料金収入は約10億2千万円(約13%)減少しています。

これに対して、この10年間で職員数を115人(約45%)削減するなど経費削減に努めてまいりましたが、料金収入の増加が見込めない中で老朽管や老朽化施設の更新等に取り組んでいく必要があり、今後の経営状況はより一層厳しくなることが予想されます。



水道メーターについて

- 各ご家庭に設置の水道メーターは、計量法の規定により検定有効期限が8年と定められています。企業局では、8年の有効期限が切れる前に取替えを行っています。取替えの際はご協力をお願いします。
 - ・取替対象のお客様へは、事前に「水道メーターの定期取替のお知らせ」を配布します。
 - ・取替作業中は一時的に水道の使用が出来なくなります。
 - ・平成30年度取替地区は、新南、三田、琴ノ浦、川永、松江、名草、和歌浦地区です。
- 水道メーターについては、取替えや検針（2か月に1度）の妨げとならないように、次の点に注意していただきますようご協力をお願いします。

1 メーターボックスの上には車や物を置かないようにしてください。



2 犬は放し飼いにせず、出入り口やメーターボックス付近から離してつないでください。



3 家の増改築などでメーターボックスが建物内部や床下になる場合は、管理しやすい場所へ移してください。



水道料金

■水道料金表(2か月分) 消費税及び地方消費税(8%)を含む

料区分 口径	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)					
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
13mm	1,512円	1m ³ ~20m ³ 21円60銭	21m ³ ~40m ³ 151円20銭	41m ³ ~60m ³ 178円20銭	61m ³ ~100m ³ 216円	101m ³ ~200m ³ 270円	201m ³ 以上 356円40銭
20mm	2,160円						
25mm	3,024円	1m ³ ~40m ³ 151円20銭					
40mm	7,560円						
50mm	14,256円						
75mm	28,944円						
100mm	46,224円						

※複数戸数（一括請求を行っているマンション等）の料金計算は、届出されている使用戸数に応じて、口径13mmの料金を適用して算出しています。計算例については、企業局ホームページをご覧ください。
 ※使用戸数とは、マンション等で入居又は退去により変動する実際の使用戸数であり、現在届出されている戸数は検針時に投函する「使用水量のお知らせ」等に記載しています。
 ※戸数は料金算定の基礎となりますので、変更があった場合は必ず届け出てください。

水道料金の計算例

メーター口径13mmで2か月間に48m³使用した場合。

基本料金		1,512円
+		
従量料金		4,881円
48m ³	20m ³	21円60銭 × 20m ³ = 432円
	20m ³	151円20銭 × 20m ³ = 3,024円
	8m ³	178円20銭 × 8m ³ = 1,425.6円
		= 4,881円
= (円未満は切り捨て)		
合計		6,393円

※水道料金は2か月ごとに請求しています。お支払いは、和歌山市内に本支店のある金融機関、収納取扱コンビニエンスストア、水道料金センター（和歌山市役所西側ワイチビル1F）でお取扱いしています。
 ※便利な口座振替をご利用ください。
■問合せ先
 和歌山市水道料金センター TEL 073-435-1298
 （下水道使用料については、下水道企画課（TEL 073-435-1246）へお問い合わせください。）

水道に関する各種お問い合わせ先

お問い合わせ内容	電話	担当
水道料金の納付について	073-435-1298	和歌山市 水道料金センター (和歌山市役所西側ワイチビル1F)
水道の使用開始・中止について (4、5日前までにご連絡ください)		
検針、料金、使用者・使用戸数(マンション等)などの変更、口座振替について		
所有権の変更について		
漏水、濁り水、出水不良、修繕について	073-435-1131	維持管理課
企業局の指定給水装置工事事業者について	073-435-1128	営業課
水質に関するお問い合わせについて	073-471-6950	水質試験事務所
その他のお問い合わせ	073-435-1124	企業総務課
土・日・祝日・夜間・年末年始の緊急連絡先	073-435-1313	警備員室